

## 第17号議案

東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月20日

提出者

東大和市長 和地 仁美

東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年  
条例第17号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。